

発議第10号

平成24年6月19日

幕別町議会議長 古川 稔 様

提出者 幕別町議会議員 芳滝 仁
賛成者 幕別町議会議員 藤原 孟

子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する
意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する 意見書（案）

「子ども・子育て新システム」（以下「新システムという」）関連3法案が、国会で審議が開始された。

この「新システム」は、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とする仕組みであり、多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化を進めるものとなっている。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応益負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、「新システム」は、国の責任を後退させ、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

子どもの育ちや子育てをめぐる環境が厳しい中、都市部では保育所の待機児童が増加しており、過疎地においては保育の場の確保や運営が困難になっている。

今必要なことは、「新システム」の導入ではなく、国の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充である。

よって、国においては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国の責任のもとに保育制度の拡充を図るよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 直接契約、直接補助、応益負担など国の公的責任の後退につながる「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革ではなく、

すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、福祉としての現行保育制度を堅持・拡充すること。

- 2 国の責任において緊急に認可保育所の整備を行い待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
- 3 保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。
- 4 保育の質の低下につながる保育所の国の最低基準の引き下げは行わず、国の責任において維持、改善すること。
- 5 幼保一体化など保育・幼児教育の制度設計に当たっては、地方自治体保育・幼児教育関係団体、保護者等から十分な意見聴取を行い、慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 24 年 6 月 19 日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣